

平成 13 年（2001 年）9 月 25 日

J R 西日本
社長 南谷 昌二郎 様

たばこれす

代表 福田守男

事務局 〒 540-0004 大阪府中央区玉造 1-21-1-702

Tel,Fax06-6765-5020

乗務員の休憩控え室等の禁煙対策のお願い

謹啓，日頃は乗客の安全と健康のために，車内と駅構内等の禁煙・分煙にご配慮いただきありがとうございます。

さて本会は，迷惑タバコの相談を電話やメール等で常時受け付けていますが，今年 5 月 26 日に行った第 10 回の迷惑タバコ電話相談については，6 月にその相談一覧を添付して，公共交通機関での対策をお願いしたところです。

これに前後して，貴社の職場に関係する以下のような相談が，複数の乗務員の方から本会に寄せられました。貴社として早急にこお改善に取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

（この件について，ご返答をいただければ幸いです。また，必要であれば本会より直接お伺いし，お話をさせていただければと存じます）

【相談内容】

- 1．乗り継ぎ勤務駅の乗務員詰所（休憩控え室）が喫煙可で，乗務員の 7 ～ 8 割が喫煙するため，タバコを吸わない乗務員は身の置き所がない。意に反して吸わされるため，不快感があり，健康を害し，また将来的に健康を害するリスクが高いので不安で仕方がない。
- 2．一部の駅では，乗務員詰所の分煙がなされたが，他の駅では未だに対策がなされていない。上司に対策を訴えているが，同じ J R 西日本内なのに管轄外の駅では改善される見通しがない。

【問題点の指摘】

（1）貴社は，1992 年の本社新築時から，本社内の完全分煙を実施していますし，駅構内・プラットフォームは喫煙所以外は禁煙となっています。車両も完全分煙が実施されています。新幹線も 10 月から 16 両のうち 11 両が禁煙となるなど，タバコの害に十分ご理解いただき，対策を進めておられます。

- (2)しかし乗務員の詰所が喫煙自由で、非喫煙社員の健康を守る措置が余りに不十分なのは理解に苦しむことです。自らの会社の乗務員の生存にとって最も大切な健康と命を守ることは、乗客の健康・安全を守ることに直結しているもので、早急な対策が必要ではないでしょうか。
- (3)タバコを吸わない乗務員の少なくない方々が、喫煙する乗務員の受動喫煙により、不快かつ不健康を愁訴し、そのために心労とストレスを引き起こし、生涯にわたって健康リスクが高くなることは紛れもない医学的事実で、このリスクを強制負荷することはとうてい受忍できるものではないし、受忍させられる理由もありません。
- (4)乗務員は乗客の命を預かっているのですから、乗務員（喫煙者も非喫煙者も）が乗務中に心筋梗塞や脳梗塞などタバコに由来する病気で倒れないよう、乗務員の禁煙教育を進めるべきではないでしょうか。特に運転乗務員については、これは切迫した必要事で、航空機やバス運転者は国際的に対策が進められつつあります。
- (5)乗務員の健康をタバコから守るための費用はそれほどかかるものではありません。喫煙室を別に設ければ良いだけの話です。乗り継ぎ駅は大きい駅なので、それだけのスペースや部屋は十分にあります。
- (6)労働安全衛生法で規定された快適職場指針（空気環境におけるタバコの煙や臭いについて、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理することとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること、資料別添）で、貴社は、上記の乗務員を受動喫煙から守るために、抜本的な対策を講ずる責務があるのではないのでしょうか。
- (7)これは今年10月の労働衛生週間に向けた、厚生労働省の通知でも強く触れられていることです（別添資料を参照ください）。
- (8)なお職場のタバコでアトピー性皮膚炎になったとして大阪市営地下鉄職員が提訴したことがあります（1991年8月）、当時の労働基準監督署の指導監督が入ったこともあって、職員を禁煙職場に異動させる和解案が大阪市から提示され、円満解決しました（1993年7月、訴訟は取り下げ）。
- (9)またJR東日本の駅員が、執務室の禁煙・分煙を求め裁判を起こしたことがあります（1994年6月にこれを受け容れる和解案が裁判長から示され、勝訴的和解で解決したことがあります）。

【対策の具体的提案とお願い】

- (1)乗務員の詰所の禁煙対策について、全ての駅で、早急に抜本的対策を進めてください。
- (2)貴社社員・乗務員の方々の喫煙と受動喫煙状況を改善するために、職場内の禁煙・分煙を徹底するとともに、禁煙サポートや禁煙奨励を採り入れてください。
- (3)並行して、合意形成のために、労使、産業医、保健婦なども入った対策委員会を早急に立ち上げ、抜本的対策を進めていただくことが必要かと思えます。

以上